

職業紹介業務の運営に関する規程

第1 求 人

- 1 当社は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反している場合、または賃金・労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来社されるか、または郵便、ファックス、電子メールにて、所定の求人票によりお申込みください。
- 3 求人申込の際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示願います。
- 4 求人受付に際して、受付手数料はいただきません。

第2 求 職

- 1 当社は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合は受理しません。
- 2 求職の申込みは、ご本人が直接来社されるか、または郵便、ファックス、電子メールにて、所定の求職票によりお申込みください。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応じた職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、当社担当者が同行するか、または紹介状を発行しますのでその紹介状を持参して求人者へ訪問願います。
- 5 いったん求人・求職の申込みを受けましたら、責任をもって紹介の成立に向けて努力いたします。
- 6 当社は、労働争議に対して中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖が行われている間は、求人者に紹介をいたしません。
- 7 就職が決定しましたら、求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者双方から当社に対して、その報告をお願いします。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をお願いします。
- 3 当社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき適正に取り扱います。
- 4 当社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いは一切いたしません。
- 5 当社の取扱職種の範囲等は、別紙のとおりです。
- 6 当社の職業紹介業務の運営に関する規定は以上のとおりであります。当社の職業紹介業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されていますので、ご不審な点がありましたら遠慮なく係員におたずねください。

株式会社ワークステーション